

# 定期監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

### 2 監査の範囲

監査の対象期間中に執行された、財務に関する事務及びその他の事務

### 3 監査の着眼点

財務に関する事務及びその他の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

### 4 監査の執行者

代表監査委員 竿留一美

監査委員 浅野信行

### 5 監査の対象

龍ヶ崎地方衛生組合事務局

(出席者 荒井事務局長、杉山参事兼施設課長、木村副参事兼総務課長補佐、坂本施設課長補佐、山本総務課主査)

### 6 監査の対象期間

令和4年4月1日から令和4年6月30日まで

### 7 本監査の期日

令和4年7月28日(木)

### 8 監査の方法

龍ヶ崎地方衛生組合2階会議室において、関係書類、諸帳簿、諸帳票類について、事務局長ほか事務局職員より説明を受け、監査委員による質疑を行い本監査を実施した。

## 第2 監査の結果

### 1 財務事務の執行

財務事務等の執行においては、概ね適正に財務の執行及び事務処理がなされてるところが確認できた。

### 2 その他の事務の執行

概ね適正に行われていた。

### 3 意見

組合においては、今後も、遅延なく事務処理を進め、予算の適正かつ効率的な執行に引き続き努められたい。また、構成市町村から受け入れるし尿及び浄化槽汚泥を円滑に処理するために必要な施設の機能保持に努め、安全かつ安定した運転が行われるよう常に留意するとともに、周辺地域の環境保全と公害防止対策に万全を期しながら組合運営に務められたい。

契約事務については、あらかじめ、発注見通しをホームページに掲載し、圏域住民等に広く周知を行い執行している。また、執行（落札）情報も遺漏なく周知しており、概ね適正に事務処理がなされていた。